

第6回 100条調査特別委員会

日 時	令和4年12月15日(木)				午前9時36分 開会
					午後0時25分 閉会
出席委員	委員長	丹 尾 廣 樹		副委員長	帰 山 明 朗
	菅 原 義 信 木 村 愛 子 奥 村 義 則 江 端 一 高 林 下 豊 彦				
欠席委員	—				
オブザーバ ー	議長 石 川 修				
	副議長 佐々木 一弥				
証 人	玉 邑 哲 雄				
弁 護 士	井 花 正 伸				
事務局職員	議 会 事 務 局 長 九 島 隆 議 会 事 務 局 次 長 熊 野 正 章 議 会 事 務 局 参 事 高 橋 藤 憲 議 会 事 務 局 次 長 補 佐 宮 澤 泰 徳				

開会 午前9時36分

○委員長（丹尾廣樹君） ただいまから第6回100条調査特別委員会を開会いたします。

改めまして、おはようございます。今日は寒気団の影響ということで、寒い1日となることが予想されますけれども、本日は第2回の証人喚問ということでありますので、緊張の中で行いたいと考えております。

ですが、ただいま喚問予定者の玉邑証人の体の状態を確認しておりますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時36分

再開 午前10時27分

○委員長（丹尾廣樹君） 再開いたします。

さて、本日も報道機関および一般の方から傍聴の申出があります。鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき、これを許可することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 御異議なしとのことで、入室を許可することといたします。

なお、委員外議員につきましては、鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき、入室は認められております。

（報道機関、傍聴人入室）

○委員長（丹尾廣樹君） 本日の証人についてでございますが、入室前の体温を含め、体調について聞き取りを行う中での検査について御報告をいたします。証人が来庁した9時10分、そのときの体温が38.1度から37.6度でありました。このため抗原検査を実施し、9時40分、陰性の判定であったものの、体温がこのときも38.1度から37.6度でございました。本市議会では、体温が37.5度以上の場合は、本会議を含め、入室を認めないこととしております。その後、何回となく、体温を計るということを繰り返しました。そういった中で、嚴重な感染検査という部分が非常に重要となってきますし、また、本人の体調が優れないというようなこともありましたために、そのままじっと控えていただいております。最終的には、37.5度と際どいところでございましたけれども……

（「37度」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 37度と落ち着いてきましたので、本人の希望も入れたところでございます。

以上のことを踏まえ、本日の証人喚問を行いたいと思います。

それでは、まず、証人喚問前の事前協議を行います。

100条調査特別委員会開催時の報道機関による撮影および録音につきましては、委員会の判断に委ねられており、今回も報道機関から事前にカメラ撮影および録音の申出がありました。

報道機関による録音につきましては、秘密会とする場合を除いて録音可としておりますので、報道機関によるカメラ撮影についての可否を決議してまいりたいと考えておりますが、本日は、この後、証人喚問がございます。

証人喚問につきましては、証人が証言をしやすい環境づくりをすることに主眼を置いた運用を取るよう心がける必要がございます。

事前に協議をさせていただいており、証人の意見を聞いた上で、可とするか不可とするかを判断してまいります。

本日の証人であります玉邑哲雄氏に対し、事前に確認いたしましたところ、報道機関によりカメラなどの撮影につきましては問題ありませんとの回答をいただいております。

それでは、採決いたします。

報道機関によるカメラ撮影については、可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手全員であります。よって報道機関によるカメラ撮影については可とすることに決しました。

なお、傍聴人に申し上げます。

鯖江市議会傍聴規則に基づき、傍聴人は撮影および録音などは禁止となっておりますので、よろしく願いいたします。また、同規則に基づき傍聴人は、私語を慎み、会議の妨害となるような行為は固く禁じますのでよろしく願いいたします。

それでは、ここで証人喚問の進め方について申し上げます。

まず、私のほうから主尋問を行います。その後、各委員から関連尋問を行います。尋問の時間は、運営要領におきまして2時間程度とされておりますことから、各委員からの関連尋問は10分程度を目安に行っていただきたいと思います。ただし、私からの主尋問において予定以上に時間を要した場合は、各委員からの関連尋問の時間を調整させていただきますことでもありますので、御了承願います。

それでは、証人入室のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時36分

○証人（玉邑哲雄君）入室

○委員長（丹尾廣樹君） 再開いたします。

玉邑哲雄氏におかれましては、本日はお忙しいところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、もしくは3親等内の姻族に關係があり、またはあつた者、証人の後見人、または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害する事項に関するとき。医師、歯科医師、薬剤師、

医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その申出をお願いいたします。

もし、これらの理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合は、宣誓をさせなければならないことになっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族、もしくは3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、証人の後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことができません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことを御承知いただきたいと思っております。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人および報道関係者も含め、全員御起立をお願いいたします。

(全 員 起 立)

○証人(玉邑哲雄君) 今日、ちょっと体調を崩しまして……

○委員長(丹尾廣樹君) 証人に宣誓の朗読をお願いします。

○証人(玉邑哲雄君) 宣誓を申し上げる前に、委員長、副委員長に、また事務局にですが、今回の100条委員会について、事実確認をきちんとしていただくようお願いを申し上げましたし、それから、池田町へ行ったことに関しても録音テープがありますので、その提出も求めました。また、議長が……

(発言する者あり)

○証人(玉邑哲雄君) いやいやその前に。宣誓はします。

○委員長(丹尾廣樹君) 証人に申し上げます。そういった事前の御発言は、前例がなく、不許可としたいと思います。

○証人(玉邑哲雄君) まだ宣誓する前の話ですから。宣誓はします。

○委員長(丹尾廣樹君) 宣誓をしてから……

○証人(玉邑哲雄君) おたくに今聞いているんですよ。お願いしたでしょう、冒頭で。

事務的な手続が全く完了しておりません。森川氏が出した文書が……

○委員長(丹尾廣樹君) 重ねて証人に……

○証人(玉邑哲雄君) 100条委員会の規定というんですか、厳しいものがある以上は、出されるものが、きちんとしたものが出てこない、おかしいのではないですかというこ

とを申し上げています。委員長にそれでもいいというなら、そのことを説明していただきたいということを申し上げているのでございます。取扱いについては、事務局も決裁をしておりませんし、それから私に……

○委員長（丹尾廣樹君） 証人は宣誓の朗読をお願いします。

○証人（玉邑哲雄君） ちょっと待ってください。

告発文は、私のところに今日現在届いていません。こんな不公平な100条委員会はおかしいでしょう。その前提で今やります。もちろん数の論理で決められたことですから、宣誓をして、今からお話ししますけれども、原点がおかしいということを申し上げているんです。ここへ出るまで一切、その告発文は、議長から一切相談もなければ一切ありません。こんなことでいいのかどうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 宣誓を行ってください。

○証人（玉邑哲雄君） いや、委員長答えてくださいよ、その不公平を。本会議でも申し上げました、公平にやってくださいと。

以上。

副委員長、何か御意見あれば。

○8番（帰山明朗君） 玉邑議員、今、御発言……。

○証人（玉邑哲雄君） 委員長答えてくださいよ。正副委員長に要請したんですよ。

○委員長（丹尾廣樹君） 告発文の部分につきまして……

○証人（玉邑哲雄君） もらっていないですよ。

○委員長（丹尾廣樹君） これは、玉邑議員は…、議長のところに証拠となる物件が届いているはずですから。

○証人（玉邑哲雄君） どこへ。

○委員長（丹尾廣樹君） 議長のところですね。

○証人（玉邑哲雄君） 議長って、議長はうちへ持ってきていないって、こんなもんがあるというのは。

○委員長（丹尾廣樹君） いや、それは持っていくものじゃなくて……

○証人（玉邑哲雄君） いや、事実確認はせなあかんのじゃないですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 公表というのは、そのところで議員は見れると思います。

○証人（玉邑哲雄君） 副委員長、答えてください。正副委員長に要請ありましたよね。委員長はそれでいいですけど、副委員長も答えてください。

冒頭ですよ、これ。今からももちろん話させていただきますので。

宣誓も今、いたします。

○委員長（丹尾廣樹君） 証人は、宣誓の朗読をお願いします。

○証人（玉邑哲雄君） それだけ答えてくださいよ。事実確認なしで、ここまで来ているということです。

○委員長（丹尾廣樹君） 証人は、見る機会はございました。

○証人（玉邑哲雄君） いや、見る機会じゃなくて。

- 20番（菅原義信君） 見る機会があろうがなかろうが関係ないんだよ。
- 14番（木村愛子君） 今、…………やで。
- 証人（玉邑哲雄君） 副委員長言ってくださいよ。
- 20番（菅原義信君） 自分の体験したこととか、聞き及んだことについての証言だけやさかいに。
- 証人（玉邑哲雄君） 答弁ないということで、もう進めさせていただきます。
極めて数の論理で決まった100条委員会でございますので、今から宣誓を、我々議会、民主主義をやる形としては、決まった以上は従うというのが当然でございますので、ただいまから宣誓を申し上げます。
宣誓書、良心に従って事実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和4年12月15日。玉邑哲雄。
- 委員長（丹尾廣樹君） それでは、証人は宣誓書に署名をお願いします。
○証人（玉邑哲雄君） 宣誓書に署名
- 証人（玉邑哲雄君） もうしましたよ。
- 委員長（丹尾廣樹君） それでは、皆さんお座りください。
これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求める範囲を超えないこと、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようにお願いします。
なお、証言の際は着席のまま御発言いただいて結構ですが、できるだけ結論から御発言いただき、また、ゆっくりと端的にお願いいたします。
次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただけます。
なお、各委員に申し上げます。
本日は、事前に証人に通知いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。
これより、玉邑哲雄氏から証言を求めます。
最初に私、委員長から主要な事項をお尋ねし、次に各委員から関連事項について御発言をお願いすることにいたします。
では初めに、人定尋問を行います。
まず、あなたは玉邑哲雄さんですか。
- 証人（玉邑哲雄君） はい。
- 委員長（丹尾廣樹君） 次に、住所、職業、生年月日については事前に記入していただいております。
確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。
- 証人（玉邑哲雄君） はい。
- 委員長（丹尾廣樹君） それでは、私からあらかじめ委員会で決定した主尋問の事項についてお伺いしますが、私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に尋問させてもら

います。玉邑哲雄氏は、事実を率直に述べていただければ結構です。知らないことは知らないと正直に答えていただければ結構です。

それでは、まず最初に、新炉建設事業新ごみ焼却施設入札への告発文の内容の事実確認についてを、市長と清水組面談のセッティングおよび面談内容の事実確認について行います。

清水組会長と玉邑証人はどのような関係ですか。

○証人（玉邑哲雄君） 地元の大手企業でありますので、市議員の皆さんと同様なお付き合いは、大勢の市議員と付き合っておられますので、そのような関係でございます。

○委員長（丹尾廣樹君） 公正取引委員会への告発文では、昨年1月頃に玉邑市議会議員の呼びかけで佐々木市長と清水組が話合いの場を持ったとございます。このことにつきましては事実ですか。

○証人（玉邑哲雄君） 公取に出されたということも、私は正式にはお伺いしていませんけれども、内容もまた正式に議長からいただいたわけでもございません。ただ、100条委員会の先日のあれから言いますと、そういうようなことが出ていますけれども、事実を申し上げても御信用いただけないかも分かりませんが、公正取引委員会で聞かれば、それできちんと答えます。事実無根でございます。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、こういうような市長と清水組会長と面談というように行ったということについては、事実無根ということですか。

○証人（玉邑哲雄君） そうじゃなしに、今書いてある…、市議員ですから、市長と、業者から要請、また市民から要請を受ければ、市長と会うということはありませんけれども、今言うような、そのような表敬的な御挨拶というのはあったかなと思いますけれども、ただ、今おっしゃるような部分は事実無根でございますということを申し上げたい。議員の活動の中で、市民から要請を受ければ、市長の了解をもらえば、会うことはあります。

○委員長（丹尾廣樹君） 聞いているのは、市長と清水組の会長に面談していただくという形のことを、証人は取ったことがあるかということを知っているんですけど。

○証人（玉邑哲雄君） 今申し上げたとおり、要請があったからやるということはありませんよってことです。こちらからセッティングするようなことは……

○委員長（丹尾廣樹君） 要請があったから。

○証人（玉邑哲雄君） うん、そう。

○委員長（丹尾廣樹君） そういうようなことがあったとしたら、その面談の目的というのは、当初はどんなことだったのか。

○証人（玉邑哲雄君） これはもう事実確認を聞いていただいてから言うてもらって、意見が、私の場合は、そういうことはありませんと申し上げているので。ましてや、あまり長いことしゃべったらあかんというのですからあれですけど、選挙終わった後の話ですからね。状況としては、一遍、御挨拶がしたいという思いは、ほかの方もあつたらうと思うし、私のみならず、ほかの議員さんにも頼まれて会ったということはあるので

はないかなということをおもいますけれども、私個人としては、要請があれば、おつなぎをするということでございます。

○委員長（丹尾廣樹君） 要請というのは、それは業者側ということですか、それとも市長側ということですか。

○証人（玉邑哲雄君） それは、聞いてくださいよ。私はそんだけ言っているんですから、清水組というなら、清水組に聞いてください。事実確認してから言うてください。

○委員長（丹尾廣樹君） 要請というのは、業者のほうからあった場合はという前提で言われているんですか。

○証人（玉邑哲雄君） そういうことを申し上げているんですから。

○委員長（丹尾廣樹君） 市長が清水組に対して、お会いしたときに、そういう会合で神鋼と組んで入札参加の要請をしたというふうな形で告発文にはあるんですけども、この当時、できる限り何社かという部分で、玉邑証人もそのほうが、動いたほうが非常に入札には優位だろうというような形の評価を、何かいろんな討論とか、いろんなところで……

○証人（玉邑哲雄君） 誘導質問やって、そんなもん。あったか、ないか聞いてくださいよ。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、市長から、荏原製作所1社の参加では、競争性が乏しく、入札を実施しても工事額が高くなるから、高エネルギーで実績のあるメーカーと組んで、ぜひとも入札に参加してほしいと、このようなことが出ておるわけですけども、このときの市長の発言というのは、玉邑証人と2人で考えたことでしょうか。

○証人（玉邑哲雄君） 市長と会ったか、会わんかということを始めに聞かれたんですけども、その次の段階で、業者へ頼んだんかという、玉邑が…、一切、それは今申し上げましたように、要請を受けて、御挨拶をしたいということで会ったということはあったかなというふうに記憶しています。ただ、内容については、そんなことでは市長は業者と会うのは嫌ということで何回も断られて、いや、もう選挙が終わったし、今日会っておいたらどうやということで、内容はということで、取りあえず御挨拶ですということを確認して、市長とどこで会ったかというところちょっと記憶にありませんけど、会ったんかなという。ですから、これは、今、森川氏が言われていることを全て議長が受理しているわけですよ、我々にも一切事務的手続を取らんと。ただ、それは極めて文書がね、公文書、また、改ざんもされたというふうにお聞きしていますので、その事実関係をきちんとしてから言っていたかんと、仮定の話で言われても。

もう一つは、やっぱりそうであるなら、皆さんが信用されている森川氏が告発をしたと、そして公取へ出したということで、正式な機関に出ているということであれば、公取の調査を待って、その中で毅然と事実関係を申し上げ、事実無根であるということをおし上げます。

事実確認を全くしていないんですよ、今の告発文に関して。うわさとか聞いたって話が伝わってきていますけれども、事実確認がなくして事実を求めよと言われる、事実を

否定されて事実を求めようとされても、本当の調査になっているのか甚だ疑問であると思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 次の質問に入りたいと思います。

玉邑証人が、神鋼と、最終的には荏原側へ方向転換したような……

（「もうちょっと大きい声で言うてほしいんやって」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） …最初、やはり神鋼さんから荏原側へ方向転換したというようなことについての事実確認をちょっと行いたいなど、こんなふうに思います。

○証人（玉邑哲雄君） 神鋼から荏原へ変わったと。なぜかと。

それは全く質問されている軸が違うわけでありまして、我々市会議員としては、鯖江市のために、いかにいいものを安くするかという基本的な、それは義務でございますし、皆さんもそうだと思うんですけれども、そういう中で競争入札をぜひしたほうがいいというのが一般的な鯖江市民も望んでいることでありますし、議員としても、そういうことが、挑戦するという意思があれば、ぜひ挑戦していただきたいということは思いますし。また、そういう中で、神鋼さんが急遽降りられたということに端を発しているわけでございますけれども、そういう中で再調査もし、事実関係がないということで決定し、また、一者随契では大変、市民の不信感を買うのではないかなという皆さんの思いですけれども、契約上は、特殊な事業に関しては、公募して1者になったらそれでいいという契約になっている以上、我々は、議会として決まったことに従うということに何ら問題はない。これは荏原がいいとか悪いとかじゃなくて、決まったから行くんです、決まったということから行っているんですよ。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） そうしますと、当初、清水組さんというのは神鋼と組んでいるというお話というのは、玉邑証人としては分かっていたと思うんですけれども、それについて、最初、そういうようなことをしていた。どうして荏原側に協力するようになったのか。

○証人（玉邑哲雄君） ちょっとよく話を聞いてください。

今、市民のためにということをお願いして、決まった以上は、議会制民主主義で当然でありますということをお願いしているんで、別に、荏原寄りにしたわけでもありません。議会が決めた、市民にとってはやっぱり何社か出て、競争してもらいたいということでございまして、全く軸足は変わっておりませんし、故意に荏原から要請を受けたとか、神鋼から受けたとかというのは…。もう降りた以上は、調査して問題がないということであれば当然で、もしやめれば、また民事訴訟で損害賠償とかいろんな問題が起きてくる可能性もはらんでおりますし、入札を辞退されるということになると特殊な事業でございますので、なかなかほかの企業でも難しいというようなこともお聞きをいたしておりましたので、おっしゃるように、降りんと競争していただければ大変よかったなという思いはありますけれども、それはもう神鋼さんに聞いてもらうほかないと思います。

- 委員長（丹尾廣樹君） それでは、証人にお尋ねしますけれども、市長のほうから証人に、荏原への協力要請というのはあったんでしょうか。
- 証人（玉邑哲雄君） 一番初めの中で、そういう要請というのは聞かれませんでしたけれども、文言には、会ったときにそんな話があったんでないかということが書かれてありましたけれども、事実無根でございますし、事実があるのなら、もともと確認されてから質問していただかんと。事実確認が全くないんですよ、この森川さんのあれで。できる立場であったのに。聞いてから言っていたきたいなど。だから、うわさの段階で今、私に聞かれても、これは事実ないと。公取で説明する、あるんならそこできちんと。公的な機関で説明して、それが問題があって、後で100条委員会が開かれるというなら分かりますけれども、公取でまだ審議されてないような中で…。
- 委員長（丹尾廣樹君） 聞いたことだけ答えていただきたいんですけども、もう一度聞きますけども、市長のほうから証人に荏原への協力要請というのはあったんですか。
- 証人（玉邑哲雄君） あるはずがありません。確認してから言ってください。
- 委員長（丹尾廣樹君） 田中建設が鯖江市の公共工事入札企業として登録されたのが9月28日ですが、こういったことと関係がありますか。
- 証人（玉邑哲雄君） ないって言っているんですから、そんなもん関係ないです。元がないんですから、会ったこともないし。
- 委員長（丹尾廣樹君） 田中建設の登録申請というのは何か御存じでしたか。
- 証人（玉邑哲雄君） 誰が言われているのか分かりませんが、全く意味が分かりません、言うている意味が。
- 委員長（丹尾廣樹君） 最初、非常に証人は清水組の会長と仲がよかったというような状態であったと聞いていますけれども、荏原側への協力について証人はどのように伝えたんですか。
- 証人（玉邑哲雄君） もう一度言ってください。
- 委員長（丹尾廣樹君） 荏原側への協力について、証人は、清水組の会長にどのように伝えたかという。
- 証人（玉邑哲雄君） 意味不明です。分かりません。荏原に。荏原とは、そんな私はしゃべったこともないし、一切…。荏原さんでしょう。これ、森川さんの中に入っているんですか、書いてあるのが、告発文に。告発文を主に言うてくださいよ。
- 委員長（丹尾廣樹君） 告発文の内容について、事実確認というようなことで聞かせていただきたいなと思いますけれども、最初の公正取引委員会での告発文について、昨年1月頃に、鯖江市議会議員の呼びかけで佐々木市長と清水組の話し合いの場を持ったということがありますが、これについては、先ほどの、こういう事実はあるというようなことを前提とすればよろしいんですね。
- 証人（玉邑哲雄君） 一番初めにお答えしたとおりで、要請があったから、そういう機会があったかも分からんということは申し上げますけれども、業者さんと…清水組という意味ではないですよ。業者さんと会うのは、選挙終わってすぐだから、適切でな

いので、今は会いたくないというのは何回もあったということは事実でございます。ですから、内容は、確認して、表敬訪問で御挨拶ですということでお会いしたということはあるかなと思いますけれども、それ以上のことはございませんので、今おっしゃるようなことは事実無根でございますということも申し上げます。それ以上聞かれるなら、公取で調査されたときに、きちんと事実が、よっぽど事実関係を信頼していただける公取のほうが、私どもはいいかなと思っております。

○委員長（丹尾廣樹君） そうすると、証人は、清水組会長との話合いというのは、ほとんどされていないということですか。

○証人（玉邑哲雄君） 皆さんも、鯖江で大手の業者さんでありましたし、いろんな意味でお付き合いをされている方がいると聞いています。その程度でございまして、話をしたり、また、そういうお付き合いはありましたし、そういう中で、今のごみのこれは、挑戦していこうということでありましたので、頑張っしてほしいということをお願いしていただけています。

○委員長（丹尾廣樹君） 今の話の中で、挑戦していこうというような言葉が出ましたけれども、荏原さん、神鋼さんと2つあったわけですが、神鋼さんに最初肩入れしていたというのは、そういうつもりは。

○証人（玉邑哲雄君） 肩入れとか何とかでなしに、何社か出てほしいというのは、我がうちを今建てるのに、やっぱり何社か入ってほしいというのはこれ当然のことではないですか。いいものを安くしたいと。市議員として、市民として。そのことで、そういうふうに頑張ってくださいねというのは当然の話で、もう一社、委員長がどっか業者あれば、何社か入っていただいてやるのが望ましいことで、それをほかの議員さんが全く無関心でというのは、議員としていかなもんかなと。それは相談を受ければ頑張ってくださいねというのは、本当に頑張っほしいと思いましたが、何社かが。それは当たり前前の話で、批判されるとか、100条委員会にのってくるような話ではないと思っておりますけれども。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、これは証人が、一般質問とかいろんな形で、いろんな議員が質問されていますけれども、そういった中で、清水組にフクシンの下請に入るように市長が要請したとされることについて、このような話も出たとは思っていると思うんですけれども、証人と市長がこのことについて相談したことはありますか。

○証人（玉邑哲雄君） そんなことはございませんし、また、議会というものは、鯖江の議会という意味をおっしゃるんでしょうけども、広域組合の中では、もう議決されて、十分審議された後、森川氏の、議長が議長権限で受けたので私は分かりませんが、それを皆さんが見られて質問されたと。ですから、事実確認が全くないやつで質問されているということで、私が意見を言う立場ではございません。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、ちょっと変わりますけれども、玉邑市議と福原市議および鯖江広域衛生施設組合事務局職員による他市町議員への働きかけ工作事案につい

て伺いたいと思います。

新炉建設事業新ごみ焼却施設の件で、池田町議会議員を訪問した事実はございますか。

○証人（玉邑哲雄君） もう一回言って。

○委員長（丹尾廣樹君） 新炉建設事業新ごみ焼却施設の件で、池田町議会議員を訪問した事実はございますか。

○証人（玉邑哲雄君） あります。私は構成議員ではありませんので全く何を……

○委員長（丹尾廣樹君） もういいです。それでは、次の質問をします。

訪問した事実がある場合、それはいつ頃で、どこへ訪ねたんですか。

○証人（玉邑哲雄君） いつ頃というのはちょっと…そんな遠くではないです。福原議員にでも聞いていただければあれですけど、福井市の議員が新しい議員に代わられたということをお聞きして、一遍、経過だけ説明しておいたほうがいいんじゃないかということとで申しあげましたし、そのときに……。

発言しているときに、木村さん、話しせんといってください。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） どこへ、誰を訪ねたんですか。

○証人（玉邑哲雄君） それは、御存じのとおり、池田町の議員ということでございます。

福井の議員のときは、私は行こうと思ったんですけど、風邪か、熱が出たので、福井には行っていません。一般論としては、全く分からない人が採決に入るというのは、極めて公平性に担保されないということで、事実関係、経過だけは、私らも知りませんので間違ったことを言うと駄目なので、一遍、一緒に行かれたらどうですか。これはあくまでも強要しておりませんので、もし聞かれるんなら、広域組合の局長を呼んで、圧力をかけたかどうか確認をしてくだされば。また、テープを取ってありますので、テープの提出……

○委員長（丹尾廣樹君） 証人、聞いたことだけお答えください。

その際、同行者はおられるのか。また、同行した者がいる場合、それは誰なのかをはっきりと教えてください。

○証人（玉邑哲雄君） 同行したのは誰なのか。同行？

○委員長（丹尾廣樹君） はい。証人が池田町議会の議員のところを訪問したときの同行した者がいる場合、それは誰なのかを教えてください。

○証人（玉邑哲雄君） 誰なのかというのは、私は……

○委員長（丹尾廣樹君） 証人以外です。

○証人（玉邑哲雄君） 私が要請したわけではありませんよ。佐々木一郎越前町副議長、それから福原議員。3人が確認したのは、事実関係を説明するだけで強要はしないでおこうということで、一切そういうことはありませんので。

○委員長（丹尾廣樹君） 聞いたことだけお答えいただきたいと思います。

訪問した目的は何なんですか。

○証人（玉邑哲雄君） 訪問した目的は、今言うように、初めて組合議会に入られる方が

おられるのに説明をするのが当然ではないですか、してあるんですかっていったら、ないですということでしたので、一般的に私らも聞きたいし、一遍御説明を経過だけということでした。その中で、岩崎議員、池田町ですけども、福井で会おうかという話を、個人的な関係もございましたので言いましたら、池田で丸石議員も一緒に会いたいということでありましたので、池田町へセッティングしていただいて行ったということになります。池田町は3人で行きましたし、福井市は2人で行ったということになります。

○委員長（丹尾廣樹君） 荏原製作所側へ肩入れをしていたのですか。

○証人（玉邑哲雄君） 意味不明です。

○委員長（丹尾廣樹君） 組合職員と同行した理由は何なんですか。

○証人（玉邑哲雄君） 今申し上げているように、経過は私どもは知りませんので、構成議員ではありませんので、間違ったことを言うわけにいきませんので、とにかく大事な事業でありますので、妥当な、参加を、議事を欠席せんようにしてくださいねというようにつもりで行きました。

○委員長（丹尾廣樹君） 議員と職員の同行は誰の意向ですか。

○証人（玉邑哲雄君） 誰の意向って、当然何も知らん人に決を採っていただくというのは、議長としてやっぱり公平にやるべきだろうと思いますし、そういうのを我々としては、やはりできるだけ情報を共有しながら採決に参加していただきたいという思いでありますので、両方がそうですねと。やっぱり説明していないので、説明せなあかんですねということで、どちらかが強要したものでもありませんし、合意したというのか、そういう意味では当然ですねという、一般論ですよ。一般論でそういうふうに行いましたし、私どもがセッティングできる、電話番号も知りませんので、組合職員に連絡を取っていただいたというような状況でございます。

○委員長（丹尾廣樹君） この職員は、組合の局長が行けないからというような形で聞いていますけれども、議員の同行について、こういうような形になったというのは、誰の意向が反映されているんですか。

○証人（玉邑哲雄君） 今申し上げた、自然と合意したということです。誰がやったとか、行けとか、来いとかって言うたものではありません。当然、何も知らんのですから、行くのは当然やというふうに御理解されたんだろうと思いますし、何ら今おっしゃるような魂胆があつて行ったとか、そんなことは……

○委員長（丹尾廣樹君） いや、ちょっと言い方を変えますけれども、証人が、先ほど間違つたらいけないのでということで職員の同行をお願いしたみたいな言い方がありましたけれども、これはどういうような、その意向というか、そういう部分というのは、最初はどこへこの話を持ちかけられたんですか。証人のほうから来てほしいというようなことで話をされたのかどうかというのを聞きたい。

○証人（玉邑哲雄君） それは大事な案件で、皆さん関心持っておいでになっている時期でもあったので、自然と合意したということです。

ただ、要請したところで何も問題ないですよ。はっきり言って、今それをあえてどういうふうに聞かれようとするのか、それは分からんところへ、当然福井はそんなんやで行ったほうがいいんじゃないですかということをお願い、福井で会う…岩崎さんは毎日福井へ行っておいでになるんで福井でと言うたんですけど、そうであれば池田へ行きましょうということで、そのときに、私だけじゃなしに丸石さんも一緒に呼んでもいいですかという話がありましたので、どうぞという話で、こちらから強要したものではありませんので、自然とそういう流れになったということでございます。

○委員長（丹尾廣樹君） 議員と職員というのは、同じ目的で行かれたというように思われますけど。

○証人（玉邑哲雄君） 職員に聞いてもらわな分からん。

○委員長（丹尾廣樹君） 次、行きます。

福原議員、越前町佐々木副議長も同席していますけれども、証人がこの2人に同席の依頼をしたんですか。

○証人（玉邑哲雄君） 私は要請しているというのではないですけど、議員同士、同等の立場ですから、来いとか、そういうんでなしに理解されてみんなが来たということで、別に、もし言うたところで、何ら問題もありませんし、向こうから言われれば、自分がそやなと思ったら行くだけの話で、説明を私らも聞きたいなという思いはありました。議長からはそういう説明書類も一切来ていませんので。

○委員長（丹尾廣樹君） 同席依頼というのは、結局、人数的にいうと4人行かれたというふうなお話になっていきますけども、この4人というのはやはり連絡を取り合って、時間を決めて、向こうへ向かうのが普通だと思うんですけども、誰かが主となって依頼するというような形になるのではないのでしょうか。

○証人（玉邑哲雄君） 依頼ではなしに、事務局と合意して、必要ですねということになれば、事務局がセットしたということをお願いしていますので、私らが、今言うように何月何日という、電話番号も分かりませんので、そういうことは職員が必要だなということをお願いして…強要してやったというものではございません。

○委員長（丹尾廣樹君） 事務局の誰がセットをされたのでしょうか。

○証人（玉邑哲雄君） 事務局、私どもが話すのは高橋局長と話しましたけど、風邪で来られなかったということで、セットは部下に指示したのかどうかは分かりません。

○委員長（丹尾廣樹君） 高橋局長がセットしたと、連絡してきたということですか。

○証人（玉邑哲雄君） 連絡は向こうへしたということですよ。

○委員長（丹尾廣樹君） 向こうへ連絡した。議員さんたちはどう、3人の議員さんたちは、高橋局長のほうから連絡が入った。

○証人（玉邑哲雄君） それは必要と認めたから、今言う、圧力じゃないですよ、テープあるんですから、テープをよく聞いてください。それが無いのにこんだけ質問されても、なんか全くないというテープがあるわけで、皆さんも聞いておいでになる。私は聞いて

いませんけども、その事実をやっぱりきちんと把握してから質問していただかんと、事実は隠しておいて、何かあったかのように言われても大変困ります。

○委員長（丹尾廣樹君） その行った理由ですけれども、もう一度伺いたいと思います。行った理由というのは何ですか。

○証人（玉邑哲雄君） 何遍も申し上げていますが、福井の市会議員が初めてなられて説明を全く受けていない状況で、採決に臨まれるというのは、これはやっぱり議会として、また、事務局としての職責としては問題があるなということを思いましたし、私どもも関心を持っている以上、ぜひ経過だけ御説明をしていただく必要があるのではないですかということを申し上げて、そのとおりですねということで合意をして行ったということで。圧力かけたか、かけなかったかと言われるなら、テープを聞いて。全くないのに、またそれを否定して、このような質問をされるのは極めて心外でございます。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、具体的に話した内容というのはどんなことですか。

○証人（玉邑哲雄君） もうテープを取られているんですから、今私に聞かれてもそんな、何を言うたか、テープを私はもらっていませんし、今言うように圧力をかけた覚えはありませんし、経過だけを言われて、後は一般的に、大事な事業ですから賢明な御判断をということでございました。

以上です。

テープを確認してくださいよ。

○委員長（丹尾廣樹君） 池田町の組合議員を訪問した際、今後の議案の採決を左右する事項を伝え、多数派工作を行ったんですか。

○証人（玉邑哲雄君） それは議長がされました。私は一切しておりません。

○委員長（丹尾廣樹君） 池田町の議員を訪問した際の録音テープがあるとされますけれども、玉邑証人はその録音に登場しますか。

○証人（玉邑哲雄君） 録音テープは隠し取りで取られましたので、そしてまた、皆さん聞かせられたと思いますけど、私は聞いておりません。

○委員長（丹尾廣樹君） そうすると、その録音テープについて、録音されたことは知らないということですか。

○証人（玉邑哲雄君） 隠し取りで取られました。

○委員長（丹尾廣樹君） 同様の目的で、池田町議会議員以外に訪問した他市町の議会議員というのはおられるんですか。

○証人（玉邑哲雄君） 福井？

○委員長（丹尾廣樹君） いや、他市町の議会議員というのはおられるんですか。

○証人（玉邑哲雄君） ちょっと意味分からん。

○委員長（丹尾廣樹君） いわゆる池田町へ行ったような形のお話というものをするために、ほかの町とか——この場合、越前町とか、福井市の議会議員はおられるのかということ。福井市の場合は、玉邑議員は、体調の問題もあって行っていないというようなお話でしたね。また、越前町のほうは、同じような目的で行かれたことはありますか。

○証人（玉邑哲雄君） 行かれたことって、話ししたとか、ほかの議員、構成議員でない方とも話はしますし、もちろん福井の市会議員でも、違うところで会ったり話はいたします。ただ、この問題で、これは今、皆さん、うわさみたいな話を言われるんで、私どもは、事実関係だけを申し上げなあかなというふうに今思っておりますので、なかなか答えも慎重にということでございますけれども、うわさに聞くと、議長が回られていたといううわさは聞いております。

○委員長（丹尾廣樹君） 池田町の議員に対し、市長選のことまで語っていますけれども、その理由はなんですか。

○証人（玉邑哲雄君） 福井新聞に載ったとおり、そういう意見があるなということは、皆さん、市民の中では薄々感じておられるのだらうなということでございます、それ以上、それ以下でもありません。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、以上で私からの主尋問を終わりたいと思います。休憩します。再開は11時40分といたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時40分

○委員長（丹尾廣樹君） 再開いたします。

次に、関連尋問を各委員からお願いしたいと思います。

なお、順番は、副委員長の帰山委員、江端委員、林下委員、木村委員、奥村委員、菅原委員の順番でございます。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） それでは、証人にお尋ねをしたいと思います。

御承知のとおり、今回の100条調査につきましては、2項目であります。新ごみ焼却施設等の整備・運営事業の経緯とその件についての疑義に関わる事項であるということ、そしてもう一点は、玉邑市議会議員と福原市議会議員および広域衛生施設組合事務局職員に、他市町議員への働きかけ工作事案があったかどうかという2点を調査する委員会だということで、これに関することを1点ずつお伺いしたいと思います。

まず、池田町に行かれて働きかけを、今日来ていらっしゃる証人自身がされたかどうか争点なんですけれども、もう一点、先ほどの委員長の主尋問でもありましたけれども、玉邑議員、そして名前が出ている福原議員以外にも、誰か同様の趣旨、いわゆる働きかけ、もしくは多数派工作と言われることを、ほかの議員が行っているのかどうかということも確認すべき事実だと思っています。

先ほどその点では、委員長からの質問に対して、議長も行かれていたと、同様なことをされたんだという発言ありましたけれども、その議長というのは、どこの議長で、お名前を教えてください。

○証人（玉邑哲雄君） 今、ここにおいでになる鯖江の石川議長でございます。私は、そういうことはないのだらうなという思いがありましたけれども、岩崎議員が議員の皆さんの前で発言されたら、私はこういうふうにお聞きをいたしておりまして、私が直接聞

いたわけではありませんけども、広域組合議会の全協というんですか、その中で発言があったとお聞きしております。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） もう一点は、前回の証人でお越しになった森川証人が公正取引委員会に提出されたと言われる疑義の内容の確認もやっぱりこの委員会の調査の主なものだと思っております。その中で、今回の入札に関わる段階で、入札に関わる資料が不適切に何か所も改ざんされたんだということをこの文書の中では指摘されているんですけども、前回の証人への質問の中では、その場所について、内容については、証人自体は承知していないということでありましたので、まだ詳しくないところであります。

そこでちょっとお伺いしたいんですが、証人が池田町に行ったという録音テープを、当委員会から求めて記録として反訳もしてもらって文書になっています。これを私ども委員のほうは拝見させてもらって、16ページにわたる資料でありますけれども、その中の1節に文書の改ざん、資料の改ざんについて触れられているところが、6ページの部分にあります。一部ちょっと引用しながら、玉邑証人の発言でありますので、その内容についてお伺いしたいと思います。

「改ざんがあったんではないかというようなお話が今あるという、これはあくまでも11月3日とかに副市長が議長室へ資料を持っていったと。」、いわゆるこの部分では、後に文書の改ざんがあったとしても、それは事前に議会のほうにも説明があったものではないかということをおっしゃられているようにも取れるんですが、ちょっと反訳の都合で途中が抜けているところなんかもありますので、少しその点について、玉邑証人の発言でもありますので、お考えがあれば御所見を聞きたいと思えます。

○証人（玉邑哲雄君） 神鋼さんがエントリーしなくなったということが事の発端ではあるわけですけども、それは神鋼さんにお聞きせな分からないことでもありますけれども、いろんな分厚い文書というんですか、一般的に、普通見ても分かりませんが、それが途中で、案というか、そういうような形で構成議員に渡された、私どもは持っていませんので、それを見せていただいたという時期が、今おっしゃる時期です。その後、インターネットで公開するって日にちが5日あったわけ。日にちはちょっとあれですけども、そのときに、今の言う最終的な報告が議長室で止まっていたということが調査の中で分かったと。これは北陸政界にも出ましたので、北陸政界を信じておられる方は、ああそうかなと思われるんだろうと思えますけども。そのことが、全議員に配付しなければならないというような規定はないそうですが、親切に各議員に持って行かれるように、議長室へ持って行ったけれども、議長のところまで止まっていたという。これは不手際があったんか、議長の責任ということをおっしゃっているのではありません。事実をおっしゃっているだけ。ですから、最終的なあれは、全議員は、もちろん構成議員が知らないので、私どもも全く知りません。議長だけが知り得たということになるわけです。そのときから何かあったんじゃないかというような臆測が流れたのかなということでござ

います。

ですから、それは、鯖江市組合が誰にも言う必要もないし、その期間でいろんな協議をなされてやられることは改ざんでも何でもありませんので。それ以後になぶられたのなら改ざんというんで、全く改ざんがない。で、そういうことで、不信があるから、調査を議長からも言われましたというようにお聞きしておりますけれども、越前町の職員を入れて調査を2か月ぐらいやっただと。そこで一切問題がないと。そのときに、公開しているわけではありませんので一般市民の方は調査をしているということは知らないんだらうと思いますけど、議長は、当然御相談しながらやったことですから知っておいになったと思いますけれども、それに、議会の承認を得て、1月20日頃ですか、事務の再開をしたということで、議会も議長も、何もないということ認めてやられたんだらうなというふうに私どもは考えておりましたけれども、それが突然、違う方向へ行っているということで、こういうような現象が起きているのかなというふうに思っております。

○8番（帰山明朗君） 私からは以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） 江端委員。

○2番（江端一高君） それでは、私のほうから2つお聞きさせていただきます。

まず1つは、森川氏によって、公正取引委員会に、提出、告発をされたという文章の内容についてですけれども、その告発文の詳細について、誰かから何らかの説明というのは、今日時点まであったんでしょうか、なかったんでしょうか。

○証人（玉邑哲雄君） 会派の議員から見せていただいたことはありますけれども、正式に事務局からもございませんし、また、事務局も知らない、受け付けていないということですし、当該、私ですね、当該の人間にも、こんなことがありましたかという確認は一切受けておりません。これは、やっぱり事実確認なしで100条委員会まで来るというのはもう百段飛びぐらいで、倫理委員会もあればいろんな委員会があるわけですけども、なぜ確認もせんと100条委員会になるのか、極めて疑問でございます。

○委員長（丹尾廣樹君） 証人に言います。回答を簡潔にお答えください。

○証人（玉邑哲雄君） 簡潔にします。

○2番（江端一高君） では、今の御答弁を踏まえて、再度、その関連で1つ追加でお聞きしますけれども、その告発文に関して、公的機関から何らかの調査等が玉邑氏に対して行われていますでしょうか。またはそういった連絡が入っていますでしょうか。

○証人（玉邑哲雄君） 森川氏そのものにあるんかどうかというのは確認されたのかも分かりませんが、今の段階では、何らありませんし、明日来るのかなという思いで待っているということでございます。公取委員会の、公式な機関でございますので、一般の機関とは違いますので、重いものはありますし、一般市民も公取に取り出したということは、大変重い受け方をしている……

○委員長（丹尾廣樹君） 証人に申し上げます。回答は簡潔にお答えください。公的機関からは何もないと、それだけで結構です。

江端委員。

- 2番（江端一高君） そうしましたら最後になりますけれども、池田町の丸石議員によって隠し取りをされた音源について、改めて、これはお聞きになっていないのでしょうか。
- 証人（玉邑哲雄君） ないです。
- 2番（江端一高君） そうしましたら、隠し取りのテープが御本人のもとから第三者へ提供されているような状況になっておりますけれども、提供される前に何らかの知らせが玉邑氏に対してあったのか、なかったのか、どちらでしょうか。
- 証人（玉邑哲雄君） ありませんし、岩崎議員が憤慨されております。勝手に何でももん取るんやということで憤慨されておりますので、池田町議会2人が取ったというのではなしに、個人的に取られた、誰かから頼まれて取られたということも考えられます。
- 2番（江端一高君） 私からは以上です。
- 委員長（丹尾廣樹君） 林下委員。
- 1番（林下豊彦君） 私は特にないんですが、1点だけ確認をさせていただきたいんですが、池田町の議員のところを訪問した際に、先ほど同行した者はいるかという問いに對しまして、佐々木一郎議員と福原議員というふうな名前、2人出てきたんですが、その後の話の中では、どうも2人だけじゃないやんということなんですが、実際は何人で訪問されていたのでしょうか。
- 証人（玉邑哲雄君） 池田町は3人と事務局です。さっき答えましたけど。
- 1番（林下豊彦君） 3人と、事務局の方のお名前はどなたでしょうか、分かりますか。分かったらお答えください。
- 証人（玉邑哲雄君） 事務局です。調べてもらえば分かります。名誉もありますので。
- 1番（林下豊彦君） はい、分かりました。結構です。
- 委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。
- 14番（木村愛子君） 私も2点お尋ねしたいと思うんですが、先ほど玉邑証人がおっしゃった中に、議員としては、一般的にみんなどの議員も同僚議員が活動しているような議員の活動として、市長に表敬をしたいという要請があったからそれ取次ぎをしたという説明をるる説明なさいましたし、そこのところもっとお尋ねしたいなと思うところは事実無根だとか、意味不明だとかというお言葉もあったんですが、終わりのほうで、清水組の会長と付き合いもあり、いろいろと話をしていると。ごみのことは挑戦していこうと話したとおっしゃられたのか、調整していこう、挑戦か調整か、調整とおっしゃったのか、挑戦とおっしゃったのか。私の耳は「せ」の後が「い」なのか「ん」なのか聞こえにくかったので、そこをお尋ねしたいと思います。
- そして、それを市会議員としては当然だというふうにおっしゃられたんですが、清水組の会長と、付き合い上、そういう言葉を話したというふうには理解すればよろしいのでしょうか。

○証人（玉邑哲雄君） 入札はあくまでも競争入札というぐらいですから、戦いの様相を示しているわけで、頑張っ、どっちがどっちやというのは問題で、金額の問題も私ども分かりませんが、大事な営業活動としては挑戦していくということになるわけで、あくまでもそういう気持ちで、業者さんが挑戦していく気持ちでやらないと、私どもは調整ですよ。だから、それは頑張ってくださいねということでありまして、意向としては、業者さんとしては、挑戦して戦っていくということではないでしょうか。どういうふう

に木村さんがお考えになっているのか分かりませんが。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） 今、挑戦も調整も2つおっしゃったんですけれど、先ほどおっしゃったとき…、今の説明で、業者のほうは、清水組のほうは、ごみのことは挑戦して、清水組の会長が言われたので、市会議員の玉邑証人は調整して、付き合いがあるので話をしたというふうにおっしゃっているのでしょうか。

○証人（玉邑哲雄君） 言葉のあやで言われてもちょっと私分かりませんが、競争して頑張ってくださいねというのは、皆さんが思っていたこととございますし、あとは業者さんは1社で調整しているわけではありませぬので、JVというような形でやっているのでありますので、その中で調整をしながら頑張ってくださいねというのは一般論じゃないですかね。中で1人だけ頑張ったってあかんのが今回の入札ですから、私どもの計り知れるところでなしに業者間同士が頑張ってくださいね、調整して頑張ってくださいねというのは、何ら問題ない言葉ではないですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） もう一点、私にいただいている時間なので、もう一点質問をさせていただきます。

池田町ということよりは、福井の市議会議員が、新しい方が組合議員になっておられるので、これまでの経過を知らない議員が採決に加わるのは問題があるというところでの今回の池田町への組合職員を伴っての行動のように説明を受けましたけれども、経過を知らぬのに採決に関わるのは問題があるというのは、誰とお話をされたのでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 玉邑証人。

○証人（玉邑哲雄君） 誰にとって、おかしいと思いませんか。1回も話がないのに。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） 私はどなたとされましたか聞いています。

○証人（玉邑哲雄君） もう一回、誰とというのはどういう意味ですか。木村委員、どういう意味かちょっと分かりやすく説明してください。

○14番（木村愛子君） 日本語の問題ですので、私はそれ以上の表現能力を持ち合わせていないので、申し訳ないと思えますけれども、経過を知らないのに、採決に加わってもらっては問題があるから説明に行こうという、そういう説明に行こうという一連の行動を起こすまでに、誰とこのことについて問題があるというふうに話をされたのですか。それをどなたというふうにお聞きしております、どなただということをお聞きしております。

- 証人（玉邑哲雄君） 一般的に議員であれば、何も説明ないのはおかしいなということ
は思って、いろんな議員と話ししている中で、何も知らんのやなど。そういうことは、
いろいろと議員の中で誰と話ししたとかではありませんので、同僚と話……
- 委員長（丹尾廣樹君） 証人に申し上げます。
誰という主語ですけども、今言っているのは、一般論という部分では、これは解釈で
きないと思うんで、本人が自分自身でそういうふうに決めて、皆さんに要請してそう言
ったのか、それか、ほかの人、誰か、誰とという意味でこの二者選択でお答えください。
- 証人（玉邑哲雄君） 何も問題ないですよ、誰と相談しようと。自分で判断したのは間
違いないですよ、判断は。だけど、相談がなかったかという、相談したかかもしれませ
んし、それは分からん。何も間違ったこと、自分も行ったほうがいいんじゃないかなと
いう思いは、言うとはやね、知らんねというのは、いろんな……
- 委員長（丹尾廣樹君） 証人。要請も、それからそういったものも何もないということ
ですか。自分で決められたということですか、その行動の……
- 証人（玉邑哲雄君） 今の言うている意味の中にみんな入っているんじゃないですか。
決めたのは私ですよ、別に誰かほかのことを言うているんじゃないやありません。ただ、相談
は、実際、福井の市会議員が変わったとか、それから、そんなことは私は知りませ
んの、議員の中で、そういうことで聞いたということですよ。
- 委員長（丹尾廣樹君） もういいです。
木村委員。
- 14番（木村愛子君） 私は、自分が今の御答弁、御発言からは、御自分だという、要す
るに組合職員まで同行を促すという、ましてやその経過は御存じない議員が、その組合、
何も知らん者に採決に関わってもらうのは問題だという、それは非常にどの議員もそれ
は感じる、大事なことです、大事だというふうに理解しますけれども、職員も
同行させるという、それだけの権限を玉邑議員お持ちということですか。
- 委員長（丹尾廣樹君） 玉邑証人。
- 証人（玉邑哲雄君） 木村議員はあるかもしれませんが。私はそんなんでない。話をし
て同意をお互い、ああそうですねってなったということをお互いに申し上げたとおりで、圧
力もかけておりませんし、そうおっしゃるなら、職員を呼んで聞いていただければ結構
です。事実ですからね、事実を聞いてください。
- 委員長（丹尾廣樹君） 証人に、今の木村委員の質問に対して、ちょっと本質と外れて
いるようなお答えだと思っただけですけども、誰とというのは、本人、玉邑証人がそうい
うような決断をされて、職員に来てくれというような形で言ったのか、ほかにそういう部
分で、誰かの要請があったのか、この部分についてはっきり言ってください。
- 証人（玉邑哲雄君） 答弁しているとおおり、合意して行ったということですよ。圧力で連
れていったわけでもありませんし、そんなことをやることもございませぬ。議長み
たいな力はありませんので、合意して行ったと。誰がという問題…、あれはありませぬし。
- 委員長（丹尾廣樹君） 終わります。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） 池田町訪問についてですけれども、証人は先ほど福井市の議員のことをおっしゃったと思うんです、初めてだからということで。しかし、池田町の組合議員は、ずっと継続されていて何年もやられているんですよ。ですから、説明に行く必要はないと思うんです。このことについてどう思われますか。

○委員長（丹尾廣樹君） 玉邑証人。

○証人（玉邑哲雄君） 委員長の質問で答えた内容で全てでございますので、福井市はもちろん何も知らんと。初めてなった。そこへ行くときに、岩崎議員が福井へ来られていますので、お友達もありますので、一遍御説明というか、話ししたいねということで福井に行きますという話だったんですけれども、失礼ですから、池田町へ一遍寄せてもらいたいんやという話をしたら、今おっしゃる丸石議員と一緒に連れてきてもいいかという話をされましたので、結構ですよという話になったということです。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） では、ちょっと角度が変わるんですけれども、池田町に行かれた日、お二人の議員に会いに行った日ですけども、先ほど証人は、はっきり覚えてないというような発言だったと思うんですけれども、会議録なんかを見ていると15日なんです。これは、今、私、15日って言いましたけれども、これ認めていただけますか。会議録にはそういうふうに記録されているんです。

○証人（玉邑哲雄君） いやいや、別に真実あるならそれで、皆さんが真実で、議長も行かれたのも真実認めないからこう言うているんで、こっちだけ認めてね。100条委員会に議長を聞いていただかな、私だけが何か悪いように言われますけど、これはもう強行的にやね……

（発言する者あり）

○証人（玉邑哲雄君） それをちゃんとしていただかなね、間違いはないですかって言われますけど、困りますよ。

○10番（奥村義則君） では、9月22日の午前9時から行われた議会運営委員会、この会議録に、玉邑議員は、8月13日に議長が一番先に池田町の組合議員に会いに行っているから、我々3人と、職員も行っていますけども、行っているんですよという発言があります。この発言内容これも間違いはないですよ。

○証人（玉邑哲雄君） それは記憶にないですけども……、委員長。

○委員長（丹尾廣樹君） 玉邑証人。

○証人（玉邑哲雄君） 言われるなら、そうかも分かりません。記憶にはありませんけど、交錯している部分、議長が行かれたのは事実ですよ。認められますか。だから、そういうことを踏まえて、交錯した部分はあるかも分かりませんが、私どもは事実を申し上げているだけで、それを確認されるなら、議長を証人喚問されたらいかがですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 玉邑証人、今は日にちの件での確認ですから。

○証人（玉邑哲雄君） 記憶にないと言っているんです。交錯しているかも分からん。私、

行ったけど、何日って言われても、それほど大事な、日程がどうやとか、ただ、本当にこれ、真実を調査されるんなら、そんな日にちとかそんなんでなしに、もっと違うことを調査されんと、真実出ませんよ。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 私の尋問に対して答えていただければいいんで、先ほどそういうような形で日にちも分からないと、はっきりしていないと言いましたから、私が会議録の中から、15日でしたよと、これ間違いないですねという形で問うたんです。

○証人（玉邑哲雄君） おっしゃるならそうだと思います。私は分からない。

○10番（奥村義則君） それで、石川議長が池田町の組合議員を尋ねたのは、13日なんです。13日なんですわ。だから、証人らが訪ねたのは15日で、2日前なんです。そして、実は、13日の1日前、12日ですわ。12日の午前中に組合議員が、池田町の組合議員に、8月15日に伺うことのアポを取っているということなんです。これは同行職員がそのように発言しております。ですから、いわゆる、議長が行ったから行ったんやというのはちょっと1日違うんです、ずれが生じるんです。

○委員長（丹尾廣樹君） 玉邑証人。

○証人（玉邑哲雄君） 先ほども、申し上げた中に全て入っているんですけど、そういううわさがあったということです。多数派工作しているうわさがあった。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 私が聞いているのは、議長が2日前に行ったから、行ったんやというようなことを証人がおっしゃっているんです。ですから、議長が行ったその前の日にアポを取っていると。8月15日に行きますからということで職員がアポを取っているんですよ。だから、議長が行ったから、行ったというのと食い違いがありますよというのを私は言っているんです。

○委員長（丹尾廣樹君） 玉邑証人。

○証人（玉邑哲雄君） ちょっと分かりませんが、アポを取ったというのが漏れたんかなって中では話していましたが、現実には、……、あるかも分かりませんが、これは間違いがあるんか、あれかは分かりませんが、記憶にないところもありますけれども、事実は何も間違いない。議長が2日前に行った、それだけのことです。それを言われてもどうもならん。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） それはね、私も今言っただけで、議長も行ったことを認めています。しかし、2日前に議長が行ったから行ったんやと、その後セッティングをしたという言い方なんです。ところが、12日にセッティングしているんですよ。ですから、証人がここではないですけども、議運の中で発言された内容というように、おかしいんじゃないんですかということを私は言っているんです。つじつまが合わないんです。

○委員長（丹尾廣樹君） 玉邑証人。

○証人（玉邑哲雄君） 知らんことは知らんのですよ。岩崎さんが言われたので分かった

ということは事実です。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 私はそんなこと聞いていませんので。

それと、もう一つお聞きしたいと思いますけれども、4月11日に組合の全員協議会で、佐々木市長が石川議長の提出した5項目の事実確認をしております。その回答が組合議員に市長のほうからあったんです。そのときに協議会の中に、越前町の議長・副議長をはじめ数人の議員、さらに鯖江の議員も数名傍聴されました。この傍聴への働きをしましたか。

○委員長（丹尾廣樹君） 玉邑証人。

○証人（玉邑哲雄君） それは、来た人に聞いていただかんと分かりません。ありません。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） いや、ないのなら「ない」って言ってくれればいいのです。

○証人（玉邑哲雄君） 何かあったかのような質問せんといてください。事実を聞いてから言うてください。

○10番（奥村義則君） いやいやいや、なければ「ない」でいいんです。

○証人（玉邑哲雄君） いや、事実を確認せんと聞かれて、議長に聞いて……

○委員長（丹尾廣樹君） 証人、あったかないかだけお答えください。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） もう一点お聞きします。

越前町議会、佐々木副議長が、本年1月29日にオタ建設、森川氏に電話をかけて、この件から手を引いてほしいというようなことをおっしゃったということです。そして、悪いようにはしないからというような、そういう発言もあったんですけども、証人が、佐々木副議長にそのようなことを言ってほしいと依頼をしたのかどうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 玉邑証人。

○証人（玉邑哲雄君） それも全く同じ質問でございまして、本人に聞いていただかんと、私はありません。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員の、終わりたいと思います。

菅原委員。

○20番（菅原義信君） 私は、2点のことについてお聞きしたいという具合に思います。

まず第1点目は、池田町に行ったことについてですけれども、玉邑議員は議員歴も長いわけですけれども、こうした組合議会に関わるような、いわゆる請負契約の議案というのは今までにもたくさんあったと思うんです。そういう請負契約に係るような議案の際に、玉邑議員が他市町の議員に対して、こうした訪問活動をやって、そのことで議論をするというようなことは今までにはありましたか。

○委員長（丹尾廣樹君） 玉邑証人。

○証人（玉邑哲雄君） 今までというのは全く、そういうふうな、こんな大きなあれはありませんし、ないです。当然ない。

- 委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。
- 20番（菅原義信君） そうすると、今回初めてだと。初めてこういうことをしたんだということですね。
- 委員長（丹尾廣樹君） 玉邑証人。
- 証人（玉邑哲雄君） 今のは誘導質問で、したんだって、して何があかんのかなという部分はありますけれども。
- 20番（菅原義信君） 誘導尋問じゃないって、これは。事実を聞いとるだけや。あんたが誘導尋問やろうなんて言う権限は全くない。
- 委員長（丹尾廣樹君） 玉邑証人。
- 証人（玉邑哲雄君） いやいや、ですから、議長が行っているということが異例のことがあった。そのために、話が出ているということはありません。
- 委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。
- 20番（菅原義信君） それはあなたの見解であってやね、私が聞いたことに対する答えではないわけや。それは議長だったら、それは自分の責任を持って、議会の議員に対して、どこに行ったって、それは議長としての職務や。だから、私が聞いたのは、今回が初めてのことなんかということを知りたいだけや。それに答えてくれたらいいんや。
- 委員長（丹尾廣樹君） 玉邑証人。
- 証人（玉邑哲雄君） そういう事例があったから、初めてです。事例も初めてです。
- 委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。
- 20番（菅原義信君） では、全く特殊なことだったということだと思います、今度初めてだと。何で初めてのことを、今回の議会の場合、この請負契約締結の議案がかかったときに行ったんですか。どういうつもりで行ったんですか。
- 委員長（丹尾廣樹君） 玉邑証人。
- 証人（玉邑哲雄君） 菅原委員も今、私が話したことをしっかり聞いてくださいよ。議長が行ったという事実があるから、混乱せんようにしてくださいねと。その元が異例ですよ、ですから私も異例になったんかなと。ましてや、長老議員でっておっしゃいますけど、長老議員であれば、やっぱり議会運営もうまくいかなあかんし。なおかつ、それは責任がありますよね。
- 委員長（丹尾廣樹君） 玉邑証人にお断りします。聞いたことだけ、簡潔にお答えいただきたいと思います。
- 菅原委員。
- 20番（菅原義信君） 会話の中で最後のほうですけども、議会のいわゆる賛否の人数を確認しているっていいですか、しているわけやね。それでちょっと聞くわけですけども、今回の請負締結の契約議案に対して、反対派の議員がいるということは知っていましたか。
- 委員長（丹尾廣樹君） 玉邑証人。
- 証人（玉邑哲雄君） 反対派は、議長がそういうふうに言われているといううわさは、

話は聞いております。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） つまり、何がしかの反対派がいるということを知っていたわけですね。そうすると、それで、もし、ひょっとしたら池田町だとか福井市だとかというところの議員がその反対派についてしまっては困るなという具合に思ったんじゃないですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 玉邑証人。

○証人（玉邑哲雄君） 賢明な判断をしていただきたいということです。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） つまり、今回こうした賛否が分かると、議案に対しての態度が分かると、そういうことでもって、ひょっとしたら反対派が上回ってしまうんじゃないかと、そういうことを心配してたんじゃないですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 玉邑証人。

○証人（玉邑哲雄君） 菅原議員が言われる多数派工作は議長がやった、いや、多数派工作は、議員はいいんですよっておっしゃっていたんですよ。私はそれをしていませんけど。今おっしゃるのは、多数派工作をしたんじゃないかっておっしゃるんだろうと思いますけれども、議長がそれを行ったということを申し上げたら、いや、それは議員は結構なんですということ、いいということと言われて、ただ、職員を連れていったことが悪いんだということと言われる。今は多数派工作が悪いようなことをと言われて、いや、していませんよ、していませんけど、話がころんと変わっていますよ。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） 私は過去にどういうことを言ったかということについて、今、聞いているわけではないんです。だから、私が聞いたことに対して答えてもらえばいいわけですよ。つまり、そういう意図を持って池田町の議員のところに行く場合、だからこそ、市の組合の職員と一緒に連れていくということが、重大問題じゃないかということをおっしゃっているわけですよ。つまり、あなたの心配事でもって、ひょっとしたら反対派が上回りかねないと、こういう状況の中で、自分と…議員として多数派工作に行くと。それはちっとも構わんと思うんや。ところが、そういう場に、組合の職員と一緒に連れていったということが非常に大きな問題じゃないかということをおっしゃっているわけや。

○委員長（丹尾廣樹君） 玉邑証人。

○証人（玉邑哲雄君） 事実、隠し取りテープを聞かれてから言ってください。何も言っていない。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） いや、そんなことを聞いているんじゃないんや。つまり、あなたが言っているのは、証人としての権限を越えていることを言っているわけですよ。私、全部読んでいるわけでは今ないですけども、しかし、目を通しましたよ。確かに、賢明な判断をしてくださいという文言は、そういう言葉が出てくるかもしれませんが

も、あなたにとっての賢明な判断というのは、これは誰が言わなくたって分かっているわけですよ。お互いに分かっている合意の上で、そういうことを言っているわけですよ。だから、つまり、結局はそうやって荏原1者だけの契約の関係でもってその契約を成立させると。それに賛成の議員を増やすという目的で行くといったところで、そういう場合に、職員と一緒に帯同して行ったということがやっぱり問題じゃないかと。そういう具合に思いませんか。

○委員長（丹尾廣樹君） 玉邑証人。

○証人（玉邑哲雄君） もう全く問題ないです。別にそういうことを言っていない。言葉では言っていないけど、真意はあるんでないですかって言われたって、言葉で言っていないですよ、言葉で。言葉でないですけど、この裏があるんですかって聞かれているのと一緒にですよ。言葉を信じてくださいよ。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） ないと言うなら、「ない」ともう言ってもらったらいいいわけですよ。

つまり、なぜかという、非常に利害関係が絡むような、そういう議案なわけですよ。だから、何か特別な関係があるんじゃないかと疑われかねない、そういう場ですよ、これは。そういうことに対して、職員と一緒に連れていくということが、私は重大問題じゃないかということと言ったわけです。そうは思っていないということですね、問題ないと。

○委員長（丹尾廣樹君） 玉邑証人。

○証人（玉邑哲雄君） 全く思っていない、決まったこと。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） それなら分かりました。思っていないということですね。

それでは、別の質問をさせていただきたいと思えますけれども、まず、清水組の会長と市長も訪問したことがあると。しかし、それはもうあくまでも表敬的なものだと、こういうことをおっしゃったわけですね。この新炉建設、ごみ焼却場建設のこの件に関して話し合うために、市長をと一緒に3者で会談をしたことはありませんか。

○委員長（丹尾廣樹君） 玉邑証人。

○証人（玉邑哲雄君） 全くありません。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） 全くないという証言でしたけれども、では、先ほど木村議員のところでおっしゃった挑戦とか、あるいは調整とかという、これは、新炉建設、ごみ焼却場建設の件についてあなたはおっしゃったのではないんですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 玉邑証人。

○証人（玉邑哲雄君） 3人で会ったんかということですから、ありませんということをおし上げたんですよ。それとひっくるめて言われても、それは挑戦されるというのを頑張ってくださいねというのは当たり前じゃないですか。

- 委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。
- 20番（菅原義信君） それはどの場でおっしゃったんですか。
- 証人（玉邑哲雄君） いや、記憶にありません。何月何日って言われても。
- 委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。
- 20番（菅原義信君） 何月何日なんて聞いてないんや。どの場でおっしゃったんかというのを聞いているだけですよ。
- 証人（玉邑哲雄君） 清水さんと、3人ですか。
- 20番（菅原義信君） いや、3人で会ったことはないかということをやったら、「ない」とおっしゃったわね、あなた。そうじゃなしに、木村議員が質問したその業者にとっては挑戦だと、議員にとっては調整だと、こういう話をされたということですね。
- 証人（玉邑哲雄君） いや、業者間でも調整せなあかんですよ。
- 20番（菅原義信君） いや、そんなこと聞いているのではない、あなたがそうやっておっしゃったわけですよ。それを言っているわけですよ。だから、それはどの場でおっしゃったんかということ聞いているわけです。
- 委員長（丹尾廣樹君） 玉邑証人。
- 証人（玉邑哲雄君） 鯖江市民の清水さんですから、どこで会うという機会は、道で会うこともあれば、どっかで会うこともあれば、それはあります。
- 委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。
- 20番（菅原義信君） そういう一般論を聞いているのではないんです。そのこと、文言を言ったのはどの場だったかということ聞いているわけです。記憶にないんだったら、記憶にないって言えばいいわけですよ。
- 証人（玉邑哲雄君） いや、もう挑戦されるというときがいつだったのか分かりませんが、記憶にありませんけど、挑戦をしていただけるといいなという思いはありましたし、向こうもやろうかという。その時期がいつかは分かりませんね。
- 委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員、もうほとんど時間…。
奥村委員。
- 10番（奥村義則君） 全然今までの尋問の内容と違うんですけども、神鋼環境ソリューションを証人が訪ねているという話を何人かの方から聞いています。これは事実ですか、訪ねているのは。
- 委員長（丹尾廣樹君） 玉邑証人。
- 証人（玉邑哲雄君） 何人から聞いているという、聞いた話を言われてもですけど、神鋼の会社がどこにあるのか、福井の営業所がどこにあるのかも知りませんので、訪ねてないです。
- 委員長（丹尾廣樹君） それでは、以上で、玉邑哲雄氏に対する尋問は終了いたします。
本日は長時間にわたって御証言をいただき、誠にありがとうございました。
退室いただいて結構です。御苦労さまでした。

○証人（玉邑哲雄君） 退室

○委員長（丹尾廣樹君） それでは次に、協議事項2その他でございますが、何かございますでしょうか。

木村委員。

○14番（木村愛子君） 今、最後のほうの菅原委員が、挑戦とか調整の会話を清水組の会長としたというところを、どこで聞いたんだという、そのどこでというのが、要するに、またそこも言葉を、質問と答えがかみ合っていないんですけども、清水組の会長から挑戦をするという思いを聞いてそう言うたと、そこまでの会話をされているんですから、どこでというのはやっぱりきちんと押さえてたいと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにないようですので、終結いたします。

それでは、以上で本日の協議事項は全て終了となります。

以上で、第6回100条調査特別委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

閉会 午後0時25分